



発行所 秋田県合川町役場 責任者(本報保) 松橋新一 (勤務電話4番・14番) (発行部数 2,700)

Table with population statistics for January: 人口の動き (1月) 住民登録人口 11,664. Includes birth, death, and migration figures.

三農協(野落合、下大)合併きまる

3.31 合川町農協が新発足

町内の落合、上大野、下大野の三農協では、去る一月三十日それぞれ臨時総会を開き、三農協とも解散して合併することを満場一致で決議、三月三十一日をもって「合川町農業協同組合」として発足することになった。

阿仁鷹巣地区 随一の大農協実現

随一の大農協実現

農業経営の基盤となる農業者協同組合の組織強化は、当面する大きな課題である。四農協を合併し、町内一円を区域とする強力な合川町農業協同組合を発足させ、農家の期待にこたえようとして関係者による合川町農協合併推進協議会を結成し、合併にもたぬ問題点解決の努力を重ね、去る十二月十四日、四農協組合長によ

合併の目的

- ① 農村をとりまく諸情勢への変化に対応して農協本来の機能を十分に果たすため、組織規模を拡大強化し、農協経営を近代化的に合理化して組合員に最大の奉仕する。

合併の予定期

昭和四十一年三月三十一日

職員引継

財産の評価

新組合は合併しようとする組合の合併時における全職員をその勤務年限とともに引継ぎする。

財産の評価は簿価とする

農業協同組合法第十條第一項並びに第二項に規定

なお新農協の経営計画の主な事項は別項記載のとおりである。

年度内に合併する程度に合わせた合川町農協に

合併助成額 5,160千円

助成の内訳

合併奨励金 二〇〇〇 施設費補助 六〇〇〇 営農指導員補助 三六〇〇 町助成 四、〇〇〇 合計 五、一六〇

設立委員 安部氏決る

合川町農業協同組合設立委員の初委員会は、三日午前十時三十分から役場会議室で開かれ、委員長に安部松五郎氏(落合農協組合

合併の方法

合併しようとする組合はそれぞれ解散して、新組合を設立する新設合併とする

合併組合から被合併組合に与える出資金

落合、上大野、下大野農協協同組合

合川町農協の合併経営計画

① 払込出資金

② 剰余金および諸積立金

③ 新定款の基本となるべき事項

④ 出資金

⑤ 役員



再任のごあいさつ

去る昭和三十七年一月に半月以上も早い昨年十月に就任してから早や四年、今年一月五日は私の任期でありました。過去四カ年間の仕事の跡をふりかえり、この間、町長が助任再任の案件を提案され、議案は満場一致で、よりよい町作りのために一層カンパル所存で同意を賜りました。みなさまの厚意に導かれたこと、この間、町長が助任再任の案件を提案され、議案は満場一致で、よりよい町作りのために一層カンパル所存で同意を賜りました。

新農協の助成など

町議会の審議から

町議会は去る一月二十日から四日間十二月定例会を開き、一月二十一日は臨時会を開き町当局から提案された案件を審議可決したが、その主なものを紹介すると次のとおりである。 ①十二月定例会 ②助成の選任

組合の運営

本所事務所は現在の上下大野農協前出張所に置き各農協本所は支所とする

施設の整備統合

① 四十一年度 ② 本所事務所改築 ③ オートバイ(三台) ④ 支所施設整備 ⑤ 事務改善費

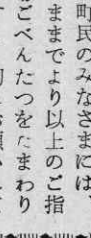
⑥ 農具等保管倉庫(五十坪)の新築

⑦ 職員給与改定

⑧ 職員給与改定

⑨ 職員給与改定

⑩ 職員給与改定

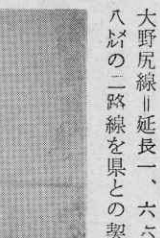


確定申告をわすれずに

昭和四十年分の所得税の確定申告と納税の期間は二月十六日から三月十五日までとなっておりますが、今年も国税(所得税)と県(事業税)それに町(住民税)が共同で納税相談を行なうことになったが、わが町の日程は次のとおりです。

町政メモ

2月1日 奥羽線復線工事起工式へ町長、議長出席 2日 部落づくり幹事会 3日 北秋会(秋田)町長出席 4日 特別報酬審議会 5日 教育委員会 7日 臨時町議会 8日 酪農協理人会 9日 農業委員会 阿仁部保育事務所研究会 10日 読書グループ研究会



センター産業会館できる

町農業共済組合、森林組合、商工会、製材協会、協会の四団体では、役場内に合川町産業会館の建築をすすめていたところ、工をみるにいたり十二月二十五日盛大な竣工式を行なった。

公民館の振興充実について

町で産業会館の建築にあたり、百万円を助成して、約により町道に認定しようとするもので認定を可とした。 一般会計補正予算(第五号)

公民館の振興充実について

公民館の振興充実について、町で産業会館の建築にあたり、百万円を助成して、約により町道に認定しようとするもので認定を可とした。

公民館の振興充実について、町で産業会館の建築にあたり、百万円を助成して、約により町道に認定しようとするもので認定を可とした。

